

別表第1

測定箇所数

- 1 空気環境の測定は、おおむね次の表に定めるところにより行うものとする。

当該階の特定用途専用部分の面積	当該階の測定箇所数
1,000平方メートル未満	1箇所
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	2箇所
2,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	3箇所
3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	4箇所
5,000平方メートル以上	5,000平方メートル増えるごとに 1箇所追加

備考 特定用途専用部分の面積を算定することができない場合においては、特定用途に供される部分の面積に0.6を乗じて得た数値を当該特定用途専用部分の面積とみなす。

- 2 複数の階を同一の機器で空調している場合は、一の階は1の表に定めるところにより行うが、他の階については測定箇所を1箇所のみとできるものとする。
- 3 一の階に空気調和設備系統若しくは特定用途が複数ある場合又は複数の階について空気調和設備が類似している場合は、保健所長と協議するものとする。